

## 証券投資信託約款変更等のお知らせ

このたび当社では、以下の通り、証券投資信託の信託約款の一部等を変更いたしますので、お知らせいたします。

### 【対象ETF】

証券コード	ファンド名称
A	1358 追加型証券投資信託 上場インデックスファンド日経レバレッジ指数
B	1486 追加型証券投資信託 上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジなし）
C	1487 追加型証券投資信託 上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジあり）
D	1555 追加型証券投資信託 上場インデックスファンド豪州リート（S&P/ASX200 A-REIT）
E	1566 追加型証券投資信託 上場インデックスファンド新興国債券
F	1677 追加型証券投資信託 上場インデックスファンド海外債券（FTSE WGBI）毎月分配型

### 【変更の理由および内容】

各対象ETFにつきまして、分配金予想額の開示日が計算期間終了日の2営業日前（計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前）に変更されたため、投資家の利便性向上の観点から受益権の取得および一部解約の申込不可日もこれに合わせて変更するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

証券コード	変更内容	変更内容		
		①購入時における申込不可日の変更	②換金時における申込不可日の変更	③購入時および換金時における申込締切時間*の変更
A	1358	変更あり	変更あり	—
B	1486	変更あり	—（体裁のみ、詳細省略）	午後2時→午後3時まで
C	1487	変更あり	—（体裁のみ、詳細省略）	午後2時→午後3時まで
D	1555	変更あり	—（体裁のみ、詳細省略）	—
E	1566	変更あり	—（体裁のみ、詳細省略）	—
F	1677	変更あり	—（体裁のみ、詳細省略）	—

※「③申込締切時間の変更」は約款変更ではありません。投資信託説明書における記載事項変更となります。  
また、上記変更は、東京証券取引所を通じた対象ETFの取引時間を変更するものではありません。

### 【信託約款の新旧対照表】

#### ■ A：上場インデックスファンド日経レバレッジ指数

①購入時（取得申込時）における申込不可日の変更

②換金時（一部解約時）における申込不可日の変更

変更前	変更後
取得申込日／解約請求日が計算期間終了日の <u>3営業日前以降の3営業日間</u> （ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日／解約請求日が当該計算期間終了日の <u>4営業日前以降の4営業日間</u> ）に該当する場合、原則として取得申込／解約請求の受付は行ないません。	取得申込日／解約請求日が計算期間終了日の <u>2営業日前以降の2営業日間</u> （ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日／解約請求日が当該計算期間終了日の <u>3営業日前以降の3営業日間</u> ）に該当する場合、原則として取得申込／解約請求の受付は行ないません。

■ B：上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジなし）

■ C：上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジあり）

①購入時（取得申込時）の申込不可日の変更	
変更前	変更後
<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得申込日が計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日の当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間）</li> <li>2. 取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</li> <li>3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol>	<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得申込日が計算期間終了日の2営業日前となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合）</li> <li>2. 取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</li> <li>3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol>

■ D：上場インデックスファンド豪州リート（S&P/ASX200 A-REIT）

①購入時（取得申込時）の申込不可日の変更	
変更前	変更後
<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得申込日が計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間）</li> <li>2. 取得申込日がオーストラリア証券取引所の休業日またはシドニーの銀行休業日の場合</li> <li>3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol>	<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得申込日が計算期間終了日の2営業日前となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合）</li> <li>2. 取得申込日がオーストラリア証券取引所の休業日またはシドニーの銀行休業日の場合</li> <li>3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol>

■ E：上場インデックスファンド新興国債券

■ F：上場インデックスファンド海外債券（FTSE WGBI）毎月分配

①購入時（取得申込時）の申込不可日の変更	
変更前	変更後
<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得申込日が計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間）</li> <li>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</li> <li>3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol>	<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得申込日が計算期間終了日の2営業日前となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合）</li> <li>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</li> <li>3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol>

【変更適用日】

2020年4月11日

以上

2020年4月10日  
東京都港区赤坂九丁目7番1号  
日興アセットマネジメント株式会社